



令和2年4月

「一時預かり保育」とは、保育所等を利用していない家庭において、冠婚葬祭や疾病などの突発的な事情により家庭での保育が困難になった場合に、公立こども園で一時的に児童を保育するサービスです。

1. 利用できる児童と保育サービスの内容

那覇市にお住まいの生後6ヶ月から小学校就学前の児童で、家庭の事情等により次のサービスが受けられます。

私的保育サービス 月2回程度とします。

対象：保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感を解消するため保育を必要とする児童

緊急保育サービス 月15日を限度とします。

対象：保護者の疾病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭等、その他社会的にやむを得ない事由により、緊急又は一時的に保育を必要とする児童。

非定型的保育サービス 週3回を限度とし、最長3か月継続できます。

対象：保護者のパート就労、職業訓練、就学等により、家庭保育が困難となる児童。

※提供する日数や期間は、保護者及びこども園の状況に応じ、園長が決定します。ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

2. 一時預かり保育の実施日及び時間

実施日	月曜日～金曜日（祝日は除く）
預かり時間	午前8時30分～午後5時



3. 一時預かり保育サービス事業の利用料金

利用時間	3才未満児	3才以上児	備考
8：30～13：00	900円	800円	食事の提供があります。
13：00～17：00	600円	500円	おやつ提供があります。
8：30～17：00	1,500円	1,300円	食事・おやつ提供があります。

※児童の年齢は、年度毎の4月2日現在の年齢で計算されます。

公立こども園一時預かり保育についてのお問い合わせは
那覇市こども教育保育課 TEL 861-2113

4 利用の申し込み方法

私的保育サービス 非定型的保育サービス

○利用を希望する園に電話で面談日を予約し、児童と一緒に面談を受けてください。
面談時には、印鑑を持参し、必要書類を提出してください。

○面談予約について

利用を希望する日の前月第3金曜日（第3金曜日が休園日の場合は、第2金曜日）
15時から17時の間に、利用を希望する園に電話して面談を予約してください。

緊急保育サービス

○ご利用の前日（事由により当日でも可）までに、利用を希望することも園に直接お申込み
ください。

一時預かり保育を実施しているこども園

久場川みらいこども園	（TEL 887-4188）
宇栄原みらいこども園	（TEL 858-9233）
天久みらいこども園	（TEL 867-9016）
樋川みらいこども園	（TEL 834-0963）

※認可保育所等の一時預かり事業実施状況は、那覇市のホームページをご覧ください。
※家庭の事情の変更等により、利用サービスが変わるときは、園に連絡して下さい。

5 申し込みに必要な書類

(1) 各保育サービス共通

- ①一時預かり保育申請書（那覇市指定様式）
- ②児童調査票（那覇市指定様式）
- ③那覇市民であると確認できる書類
- ④児童の健康診断書（3か月以内のもの）



(2) 非定型的保育サービス（①、②のどちらか）

- ①保護者の勤務証明書または自営業証明書等（就労による利用の場合）
- ②保護者の通学証明書（職業訓練及び就学等による利用の場合）

(3) 緊急保育サービス（①、②、③のどちらか）

- ①保護者の診断書（疾病等で入院による利用の場合）
- ②家族の診断書（家族の看護及び介護による利用の場合）
- ③親子健康手帳（出産による利用の場合）

※必要に応じて事由等が明らかにできる書類の提出をお願いする場合があります。



6 安全と健康管理について

○その日の児童の体調を園に伝えてください。また、緊急時の連絡先も事前に調整し、
園にお知らせください。

○はしか等の予防接種については、できるだけ事前に接種してください。

○感染症にかかったあと利用する際は、医療機関の証明が必要となる場合があります。